

「日経中国関連株50」

算出要領

2010年11月24日

株式会社 日本経済新聞社

- ・日本経済新聞社（以下「日経」という）が、2010年12月より、「日経中国関連株50」の算出・公表を開始することに伴い、同指数の算出要領を作成しました。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2010年11月24日版)

1：考え方

生産拠点として、あるいは巨大なマーケットを求めて日本企業は相次いで中国への進出・展開を図っている。「日経中国関連株 50」は中国で積極的に事業展開を進める国内主要上場企業 50 銘柄から構成される浮動株を考慮した時価総額ベースの株価指数である。

2：銘柄管理

本指数の構成銘柄は、原則として日経株価指数 300 の採用銘柄を対象に国内主要銘柄から選定した 50 銘柄とする。毎年 10 月末に構成銘柄の定期見直しを実施する。定期見直し以外に臨時の銘柄除外が生じた場合には、別の銘柄を補充することで構成銘柄数を原則として 50 銘柄に維持する。

(1) 対象企業の選定（本指数の公表開始時点での構成銘柄）

対象：東京証券取引所上場の主要な内国普通株式。原則として日経株価指数 300 の採用銘柄をベースとする。

選定に用いる指標：

- ① 過去 2 年間の当該企業に関する中国関連記事の出現件数（日本経済新聞など日経 4 紙に掲載）
- ② 過去 2 年間の中国関連記事の出現率（当該企業に関する掲載全記事数に占める①の比率）
- ③ 直近の有価証券報告書での中国関連事業関与度やその開示状況の評点（関連会社の設立状況やセグメント情報の開示度などから得点化）

選定プロセス：

- ① 上記 3 指標①～③の各順位変数の合計を順位付けし、上位 100 銘柄を「選定候補銘柄群」とする
- ② 「選定候補銘柄群」の中から、高得点で時価総額の大きい 50 銘柄を選定

(2) 構成銘柄の定期見直し

毎年 10 月末（最終営業日）に実施する。定期見直しによる銘柄入れ替えは、一定の期間をもって事前に公表する。

銘柄定期見直しのプロセス：

- ① 東京証券取引所に上場する主要な内国普通株式を対象（原則として、日経株価指数 300 の採用銘柄）。

- ② 上記（１）で用いた３指標（①～③）を算出し、３指標の各順位変数の合計を順位付けし、上位 100 銘柄を「選定候補銘柄群」とする。
- ③ 現在の採用銘柄で、②の「選定候補銘柄群」に入らなかった銘柄は、除外候補とする。
- ④ 「選定候補銘柄群」に含まれる未採用銘柄の中で、②の順位点が高得点で時価総額の大きい銘柄を採用候補とする。
- ⑤ 除外候補と採用候補の数が一致しない場合は、未採用で時価総額の大きい銘柄を採用候補に加える、あるいは、既採用で時価総額の小さい銘柄を除外候補に加えることで、両者の数を一致させる。
- ⑥ ただし、入れ替え銘柄数の上限は 10 銘柄とする。
- ⑦ 新規に採用される銘柄の浮動株調整済み時価総額が、指数構成銘柄全体の浮動株調整済み時価総額の一定水準以上を占める場合は、浮動株比率の設定変更等により複数回に分けて本指数に採用する（組み入れる）こともある。

（３）構成銘柄の臨時入れ替え

- ① 指数構成銘柄が整理銘柄に指定された場合、当該指定から 3 日間程度の売買を経た後に当該銘柄の除外、新規銘柄の補充を実施し、50 銘柄を維持する。
- ② 指数構成銘柄が経営破たん等により即時上場廃止となった場合、指数からも即時除外となる。この場合、銘柄の補充は 3 日程度を経た後に行う。
- ③ 補充銘柄については、直近の定期見直しの「選定候補銘柄群」のうち、未採用の銘柄から補充することを原則とする。
- ④ 事業再編に伴う上場廃止。次項（４）銘柄の継承を参照。
- ⑤ 監理銘柄に指定された場合は、事業継承の可能性など事案ごとに除外の可否を決定する。
- ⑥ 臨時入れ替えに際して、その時点での構成銘柄時価総額全体に与えるインパクトが大きい銘柄は、定期見直しに準じ、分割して組み入れることがある。
- ⑦ 上記事例以外の特殊な事業再編事例や、構成銘柄の上場等に関して不測の事象が生じるなど、特別な取り扱いを必要と認めた場合には、その都度、取り扱いを発表する。

（４）銘柄の継承

- ① 事業再編により、本指数の採用銘柄が、別の本指数採用銘柄に統合される場合、当該銘柄を除外し、（３）の臨時入れ替えに準じ、新たな銘柄を補充する。
- ② 事業再編により上場廃止が生じる場合にあっては、新設会社が事業を継承し上場する場合は、新設会社の上場日までの間は上場廃止銘柄を（廃止日前日の採用価格のまま）継続採用し、新設会社を上場日翌日に補充する。

3：指数の計算

中国関連度の高い国内上場企業 50 銘柄の普通株式の時価総額を指数化する。浮動株調整を行うとともに、特定の銘柄のウェイトが過重にならないように、組み入れ上限の調整を定期的実施する。

(1) 基本事項

- ① 時価総額加重方式の株価指数（浮動株調整、組み入れ上限調整を実施）
- ② 2005 年 1 月 4 日を 1000 とする。
- ③ 単位はポイント。小数点以下 3 桁目を四捨五入し 2 桁まで表示。
- ④ 指数は東証の株価を利用し、東証の立会時間中に 1 分間隔で算出。（寄り付きの 1 分後から算出開始）

(2) 計算式

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時点の時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times 1000$$

$$\begin{aligned} & \text{算出時点の時価総額} \\ & \text{構成銘柄} \\ & = \sum \{ \text{株価} \times \text{発行済株式数(普通株ベース)} \times \text{浮動株比率} \times \text{ウェイト上限調整係数} \} \end{aligned}$$

なお、市況変動によらない時価総額の増減については、基準時価総額を修正（詳細は (6) 株数管理を参照）することで連続性を維持する。

(3) 株価

- ① 東証の株価を用いる。
- ② 価格採用の優先順位
(A) 特別気配または連続約定気配、(B) 現在値（直近約定値）、(C) 基準値（権利落ち理論値、前日の特別気配または連続約定気配、前日の終値の優先順で採用された値）

(4) 浮動株比率

浮動株比率は、日本経済新聞社が算出・公表する日経 JAPAN1000（日経 J1000）で用

いられる「浮動株比率」と同じ方法、タイミングで設定、運営される。

① 浮動株比率の算定方法

日経独自調査（年2回、本決算及び第2四半期決算時）の「大株主情報」、および有価証券報告書記載の「保有有価証券（株式）情報」から、親会社や持ち合いなど長期保有目的と認められる株主が保有する株数（固定保有株式数、普通株式）を算出。普通株ベースの総発行済株式数に占める比率を固定株比率とし、「1－固定株比率」を浮動株比率とする。

- i. 浮動株比率は1%（0.01）単位
- ii. 「長期保有と認められる株主」とは以下に該当する株主とする。
 - ・ 持ち株比率が40%以上の株主
 - ・ 政府・地方公共団体、再生機構等
 - ・ 普通銀行（都市銀行、地方銀行）、内国信託銀行（信託分は除く。ただし退職給付信託設定分は長期保有とみなす）
 - ・ 生命保険会社、損害保険会社、証券会社
 - ・ 一般事業会社
 - ・ 創業者・経営者、役員など個人、自社株

② 反映時期

i. 浮動株比率の定期見直し

原則として年1回、構成銘柄の定期見直しに合わせて浮動株比率の見直し結果を反映する。前年の浮動株比率（次項により期中に変更した場合には当該値）から10%（0.1ポイント）以上変化があった場合にのみ変更するものとし、10%未満の変化に対しては前年の浮動株比率の値を継続使用する。

ii. 浮動株比率の臨時見直し

政府保有の変更、第三者割当増資、株式公開買付など浮動株比率に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合には、随時、浮動株比率を見直すことがある。当該見直しにあつて第三者割当て増資など実質的な調整を要しないもの（連動運用に対してニュートラルなもの）については、基準時価総額の変更タイミングに同期して浮動株比率を変更する。

(5) ウェート上限調整係数

構成銘柄の時価総額ウェートが特定の銘柄に過重となることのないように、ウェート上限調整係数で調整する。四半期毎にウェート上限調整係数を見直し、その時点で各銘柄の時価総額ウェートが10%以内に収まるようにする。ウェート上限調整係数は通常の銘柄は1だが、調整が必要な場合は1未満となる（ $0 < \text{ウェート上限調整係数} \leq 1$ となる）。

3 - (2) 下段の計算式を参照)。

ウェート上限調整係数の定期見直し：

- ① 毎年3ヵ月毎（1月末、4月末、7月末、10月末）にウェート上限調整係数の定期見直しを行う。なお、10月末については定期見直しと合わせて実施し、定期入れ替え後の銘柄でウェート上限調整係数の見直しを行う。
- ② ウェート上限調整係数の定期見直しは、対象月の第2金曜日の浮動株調整後の普通株時価総額で行う。個々の採用銘柄の時価総額ウェートが採用銘柄全体の10%以内に収まるように、ウェート上限調整係数を決定する。

ウェート上限調整係数の臨時見直し：

- ① 上記のウェート上限調整係数の定期見直し以外に、銘柄の臨時入れ替えや浮動株比率変更される場合などで時価総額ウェートが大きく変化する場合に、そのタイミングに合わせて、ウェート上限調整係数を見直すこともある。

(6) 株数管理

構成銘柄の発行済株数は、増資等の資本異動や転換社債の株式転換、自社株消却などにより変動する。かかる事象に対する株数調整や基準時価総額の調整は以下のとおり行う。

株数の調整：

- ① 株式分割、株式併合、株主割当有償増資など市況によらない株価変動要因のある事象に対する株数の変更を、いわゆる権利落ち日ベースで反映する。
- ② 月末営業日に、同月中に生じた前項に該当する事象以外の公募増資、第三者割当増資、転換社債等の株式転換、自社株消却などに伴う株数の変更をまとめて反映する。

基準時価総額の調整：

市況変動によらない時価総額の増減については、連続性を維持するために、以下の方法により基準時価総額を修正する。

① 対象となる事由

- a. 銘柄入れ替え（除外・採用）
- b. 以下の事由による株式数の異動
 - 株主割当有償増資
 - 公募・第三者割当増資
 - 合併
 - 転換社債・優先株の株式転換、自社株消却など

浮動株比率、ウェート上限調整係数の変更

② 調整タイミング

- a. 銘柄入れ替えは、入れ替え当日
- b. 株主割当有償増資は権利落ち日
- c. 公募・第三者割当増資は、(株数調整に連動させて) 月末営業日
- d. 合併は、月末営業日 (採用銘柄が他の採用銘柄に合併される場合は合併日)
- e. 転換社債・優先株の株式転換、自社株消却等は、月末営業日
- f. 浮動株比率の変更およびウェート上限調整係数の変更は、月末営業日

(7) 指数値の修正

指数値の修正を必要とする事象が後日発生、判明した場合には、原則として、判明以降最初に到来する指数算出日を当該変件事象の発生日として指数計算に反映し、原則として過日にさかのぼっての修正は行わないものとする。

4 : 遡及分の算出

基点日である 2005 年 1 月 4 日 (=1000) まで、終値ベースで遡及計算している。遡及計算上の留意点は以下のとおり。

- (1) 構成銘柄は公表開始時点の銘柄で遡及計算する。合併か持ち株会社化などがあり、当該銘柄が上場していない場合は、持ち株会社の傘下企業や被合併企業のうち、統合時点の浮動株調整済時価総額の大きい銘柄のデータを遡及分の指数算出に用いる。
- (2) 採用価格は東証の価格を用いる。
- (3) 浮動株比率および株数の変更は月末時点または権利落ち日時点
- (4) ウェート上限調整係数の見直しは 3 ヶ月毎 (1 月末、4 月末、7 月末、10 月末)

5 : その他

(1) 利用許諾

「日経中国関連株 50」は日経の知的財産であり、同指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は日経が有している。このため、「日経中国関連株 50」を利用した先物・オプションなどの金融派生商品を提供したり、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す、又はデータ提供する場合などで日経中国関連株 50 を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要になる。なお、本指数の国内 ETF 利用に関しては、本指数開発に際して助言を得た会社より先行利用の申し出を受けており、算出開

始後の一定期間は当該会社以外に対してライセンスの付与を行わない。

(2) 免責

「日経中国関連株 50」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。「日経中国関連株 50」の算出において、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期又は中止することがある。また、日経は、「日経中国関連株 50」がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、「日経中国関連株 50」等の算出において、数値に誤謬が発生しても、日経は一切その責任を負わない。

資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

「日経中国関連株 50」に関するお問合せは

日本経済新聞社 インデックス事業室

電話：03-6256-7341、メール：index@nex.nikkei.co.jp まで